

○農林水産省告示第三百八十二号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第三に基づき、平成五年一月二十七日農林水産省告示八十一号(オランダ王国産トマト及びビーマンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

四の(中)「有害動物及び有害植物」を「検査有害動物」に改め、同(中)を削る。

六を削り、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

二の発生調査及び四の(中)の検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

六の次に次のように加える。

七 表示

二の発生調査の結果の確認並びに四の(中)の検査が行われた生果実のこん包又は束ねたこん包に、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

正 誤

ページ段 行 誤 正

平成九年三月十二日(号外第四十五号)農林水産省告示第百八十二号(オランダ王国産トマト及びピーマンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件)

(原稿誤り)

五九一 三別表二 別表一

(印刷誤り)

五九一 四告示八十一号 告示第八十一号